

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、室蘭市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 室蘭市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長がこれを委嘱し、又は指名する。
  - (1) 国の関係地方行政機関の職員
  - (2) 北海道の知事の部内の職員
  - (3) 北海道警察の警察官
  - (4) 市長部内の職員
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長
- 6 前項の委員の定数は、10人以内とする。

(特別委員)

第4条 会議に特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月27日条例第6号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。(後略)

(1)~(4) 略